

黒部市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱

平成18年3月31日

黒部市告示第98号

改正 平成18年10月2日黒部市告示第146号

改正 平成20年1月4日黒部市告示第1号

改正 平成22年3月31日黒部市告示第33号

改正 平成23年3月28日黒部市告示第23号

改正 平成24年3月30日黒部市告示第43号

改正 平成25年3月29日黒部市告示第21号

改正 平成26年9月30日黒部市告示第57号

改正 平成31年3月28日黒部市告示第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、黒部市補助金等交付規則（平成18年黒部市規則第34号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、木造住宅耐震改修支援事業費補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法により、地震に対する安全性を診断すること
- (2) 耐震改修 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の補強計画と補強方法による耐震改修
- (3) 部分耐震改修 耐震診断の結果、総合判定が1.0未満の住宅について、主たる居室など住宅の一部に限定して改修を行う工事で、市長が別に定める技術基準に適合させる耐震改修
- (4) 段階的耐震改修 耐震診断の結果、住宅全体の総合判定が0.7未満の住宅について、段階的に改修を行う工事で、0.7以上1.0未満とする耐震改修

(5) 一般診断法表等 財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の「一般診断法」診断表又は「精密診断法」診断表その他市長がこれらに準ずると認めるもの

(6) 旧基準木造住宅 次に該当する木造住宅その他市長が認めた木造住宅

ア 一戸建てのもの

イ 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したもの

ウ 階数が2以下のもの

エ 在来軸組工法によるもの

(6) 助成額 第4条第1号から第3号に規定する耐震改修を行った者に対する、第5条に規定する額

(補助金の交付)

第3条 市長は、地震発生時における木造住宅の倒壊等による災害を防止することを目的として、住宅の所有者が行う木造住宅耐震改修事業に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助金の対象経費)

第4条 補助金交付の対象経費は、次の各号のいずれかの住宅の耐震改修に要する費用に対して市が補助する額とする。

(1) 耐震診断において総合判定が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について、1.0以上とする耐震改修（ただし、部分耐震改修に対する補助金の交付を受けた住宅を除く。）

(2) 耐震診断において総合判定が1.0未満と診断された旧基準木造住宅について実施する部分耐震改修

(3) 耐震診断において総合判定が0.7未満と診断された旧基準木造住宅について実施する段階的耐震改修

(4) 前2号に掲げるもののほか、市長が認めた耐震改修

(補助金の交付額等)

第5条 耐震改修に対する助成額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 補助金額は、耐震改修に要する費用の5分の4とする。ただし、100万円を超える場合は100万円とする。また、段階的耐震改修を終えた

後に実施する耐震改修に要する費用に係る補助金の額は、100万円から既に交付を受けた補助金の額を控除した額を上限とする。

(2) 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額

2 助成額の交付にあたっては、あらかじめ前項第2号の額を差し引いて、同項第1号の額を交付するものとする。

(交付申請書の添付書類の様式等)

第6条 規則第3条による補助金交付申請書に添付すべき書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第1号）
- (2) 収支予算書（様式第2号）
- (3) 改修工事前の一般診断法表等
- (4) 改修工事後予定の一般診断法表等
- (5) 耐震改修工事費等見積書
- (6) 建物の過半が昭和56年5月31日以前に着工したことが確認できる書面の写し

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を著しく変更し、又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、速やかに市長に報告してその承認又は指示を受けること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助金交付の決定をする場合に市長が特に定めた条件を守らなければならないこと。

(実績報告書の添付書類の様式等)

第8条 規則第12条の規定による実績報告書に添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書（様式第3号）
- (2) 収支決算書（様式第4号）
- (3) 改修工事後の一般診断法表等（交付申請時と同じ場合は不要）
- (4) 工事請負契約書の写し
- (5) 耐震改修に要した費用の支払が確認できる書面の写し

(6) 補強部位の写真

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の黒部市木造住宅耐震改修支援事業補助金交付要綱（平成17年黒部市告示第29号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成18年10月2日告示146号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成20年1月4日告示1号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成22年3月31日告示33号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成23年3月28日告示23号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示43号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日告示21号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成26年9月30日告示57号)

この告示は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日告示47号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年度木造住宅耐震改修支援事業
事業計画書

住 宅	所 在 地	
	建 築 年 月	・明治 ・大正 ・昭和 年 月
	建 て 方	・一戸建て
	階 数	・1階建て ・2階建て
	工 法	・伝統的工法 ・在来軸組工法
	延 べ 面 積	平方メートル
診 断 者	氏 名	
	資 格	・一級建築士 ・二級建築士 ・木造建築士
	登 録 番 号	NO.
改修工事前の耐震診断の方 法	・一般診断法 ・精密診断法 ・その他	
改修工事後の耐震診断の方 法	・一般診断法 ・精密診断法 ・その他	
工 事 予 定 期 間	年 月から 年 月まで	

様式第2号（第6条関係）

年度木造住宅耐震改修支援事業
収支予算書

歳入予算

（単位：円）

区 分	金 額
補助金	
その他	
計	

歳出予算

（単位：円）

区 分	金 額
仮設工事	
木工事	
外壁工事	
その他	
計	

様式第3号（第8条関係）

年度木造住宅耐震改修支援事業
事業実績書

住 宅	所 在 地	
	建 築 年 月	・明治 ・大正 ・昭和 年 月
	建 て 方	・一戸建て
	階 数	・1階建て ・2階建て
	工 法	・伝統的工法 ・在来軸組工法
	延 べ 面 積	平方メートル
診 断 者	氏 名	
	資 格	・一級建築士 ・二級建築士 ・木造建築士
	登 録 番 号	NO.
改修工事後の耐震診断の方 法		・一般診断法 ・精密診断法 ・その他
工 事 予 定 期 間		年 月から 年 月まで

様式第4号（第8条関係）

年度木造住宅耐震改修支援事業
収支決算書

歳入決算

（単位：円）

区 分	金 額
補助金	
借入金	
その他	
計	

歳出決算

（単位：円）

区 分	金 額
計	